



島根県報

令和元年8月30日(金)

第 3 4 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
県営土地改良事業計画の変更	(農 村 整 備 課)	3
指定施業要件の変更予定保安林	(森 林 整 備 課)	3

【公 告】

令和2年度島根県立農林大学校の学生募集	(農 業 経 営 課)	4
公共測量の実施	(技 術 管 理 課)	10
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	10

【特定調達公告】

自動車税種別割に係る税務総合オンラインシステム改修業務委託に係る随意契約 の相手方等	(税 務 課)	11
島根県防災ヘリコプター(J A 32 A R) 定時点検整備に係る随意契約の相手方等	(消 防 総 務 課)	11

告 示**島根県告示第206号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和元年 8 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ナースステーション いろは	浜田市治和町口154-1 畑岡周布駅前ビル 1階	令和元年7月14日
永田歯科医院	鹿足郡津和野町枕瀬189-18	令和元年7月16日
竹田歯科医院	浜田市周布町イ434-1	令和元年8月1日

島根県告示第207号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年 8 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
斉藤歯科医院	さいとうファミリー歯科	益田市横田町426-6	令和元年6月26日

島根県告示第208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年 8 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
日原診療所	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成31年4月1日
訪問看護ステーションせきせい	鹿足郡津和野町森村口141番地	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	平成31年4月1日

島根県告示第209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年 8 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人 藤心会 フジタ歯科	大田市長久町長久口267-3	令和元年 7 月 18 日
永田歯科医院	鹿足郡津和野町日原257	令和元年 7 月 15 日
山崎薬局	出雲市斐川町上直江1585の 5	令和元年 6 月 30 日

島根県告示第210号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和元年 8 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大塚地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

島根県告示第211号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年 8 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
江津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、江津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
江津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、江津市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公

告

令和 2 年度島根県立農林大学校の養成部門の学生を次のとおり募集するので、島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号。以下「学則」という。）第 8 条第 4 項の規定により公告する。

令和元年 5 月 10 日付け島根県報第 2 号で公告した「令和 2 年度島根県立農林大学校の学生募集」は、廃止する。

令和元年 8 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

2 出身学校長推薦入学検定

(1) 募集人員

学則に定める入学定員のうち 8 割程度を上限とする。

(2) 出願資格及び要件

次のア及びイの要件を満たす者とする。

ア 出身学校長が推薦する者

イ 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和 2 年 3 月に卒業見込みの者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第 1 項に規定する通常の課程による12年の学校教育（以下「通常の課程による12年の学校教育」という。）を修了した者若しくは同月に修了見込みの者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもの

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(エ) 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの）

(オ) 返信用封筒（長形 3 号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル 1 枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手94円分を貼り付けたもの）

(カ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

令和元年10月 2 日（水）から同月16日（水）17時までとし、郵送の場合は、同日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番 1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

(4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(ア) 日時

令和元年10月30日（水） 9時30分から16時まで

(イ) 場所

大田市波根町970番 1 島根県立農林大学校

(ウ) 検定

農業科及び林業科：筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

短期農業経営者養成科：筆記試験（小論文）及び面接試験

イ 合格者の発表

令和元年11月20日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(5) 出身学校長推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

出身学校長推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として3の(2)のイに定める書類のうち入学願書、返信用封筒及び入学検定料を3の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

3 一般入学検定

(1) 出願資格及び要件

次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもの

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和2年3月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは同月に修了見込みの者

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格した者（同令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(1)のイに定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)のイに該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書を提出するものとする。

(エ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手94円分を貼り付けたもの）

(オ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

(ア) 前期試験 令和元年11月13日（水）から同月27日（水）17時まで

(イ) 後期試験 令和2年1月10日（金）から同月24日（金）17時まで

後期試験は、試験実施科のみ出願できる。

郵送の場合は、前期試験・後期試験とも出願期間最終日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

(3) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(7) 日時

前期試験 令和元年12月11日（水）9時30分から16時まで

後期試験 令和2年2月13日（木）9時30分から16時まで

後期試験の実施は、出身学校長推薦入学検定、自己推薦入学検定及び一般入学検定期試験の結果により決定する。

(4) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(7) 検定

農業科及び林業科：筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

短期農業経営者養成科：筆記試験（小論文）及び面接試験

(5) 後期試験実施科の発表

a 日時

令和元年12月24日（火）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに掲示する。

イ 合格者の発表

(7) 日時

前期試験 令和元年12月24日（火）10時

後期試験 令和2年2月20日（木）10時

(4) 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

4 地域推薦・自己推薦入学検定

(1) 地域推薦

ア 出願資格及び要件

農業科及び短期農業経営者養成科にあつては次の(7)及び(7)の要件を、林業科にあつては次の(4)及び(7)の要件を満たす者とする。

(7) 島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの農業再生協議会等の会長が推薦する者

松江地域農業再生協議会

安来地域担い手育成総合支援協議会

雲南市農業再生協議会

奥出雲町地域農業再生協議会

飯南町地域農業再生協議会

出雲市農業再生協議会

斐川町地域農業再生協議会

大田市農業再生協議会

川本町地域農業再生協議会

美郷町農業再生協議会

邑南町農業再生協議会

浜田市農業再生協議会
江津市農業再生協議会
益田市農業再生協議会
津和野町農業再生協議会
吉賀町農業再生協議会
島前地域農業再生協議会
隠岐の島町地域農業再生協議会

- (4) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業主（以下「林業認定事業体」という。）又は流域林業活性化センターが推薦する者
- (5) 次の a から c までのいずれかに該当する者であって、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの
- a 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和2年3月に修了見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは同月に修了見込みの者
- b 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- c その他知事が a 又は b に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

- (7) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。
なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。
- a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- b 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- c アの(7)の a に定める者にあつては、文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの
アの(7)の a に定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
なお、アの(7)の a に該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書を提出するものとする。
- d 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、農業再生協議会等の会長又は林業認定事業体若しくは流域林業活性化センターが作成したもの）
- e 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手94円分を貼り付けたもの）
- f 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(4) 出願期間

令和元年10月2日（水）から令和2年1月24日（金）17時までとし、郵送の場合は、同日までの消印があるものは有効とする。

(5) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(7) 入学検定

- a 日時
随時（願書受付後10日以内に試験日を通知する。）
- b 場所
大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

農業科及び林業科：筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

短期農業経営者養成科：筆記試験（小論文）及び面接試験

(i) 合格者の発表

試験日からおおむね2週間以内に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者に文書で通知する。

(2) 自己推薦

ア 出願資格及び要件

次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内における新規就農又は林業への就業に強い意欲を有するもの

(ア) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(イ) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(ウ) その他知事が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

(ア) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

b アの(ア)に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書

アの(イ)又は(ウ)に定める者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

c 自己推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙に、志望動機、農林業に対する考え、就農計画又は林業認定事業体への就業予定等について記述したレポートを添付し提出すること。レポートの記述字数は、1,200字以上とする。）

d 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手94円分を貼り付けたもの）

e 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(i) 出願期間

令和元年10月2日（水）から同月16日（水）17時までとし、郵送の場合は、同日までの消印があるものは有効とする。

(ii) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(ア) 入学検定

a 日時

令和元年10月30日（水）9時30分から16時まで及び同月31日（木）9時から12時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

農業科及び林業科：体験実習等による適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

短期農業経営者養成科：体験実習等による適応性試験、筆記試験（小論文）及び面接試験

(i) 合格者の発表

令和元年11月20日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲

示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(3) 地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として3の(2)のイに定める書類のうち入学願書、出身学校長が作成した調査書（(1)のイの(ウ)の a 又は(2)のイの(ウ)に定める者に限る。ただし、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者を除く。）、返信用封筒及び入学検定料を3の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

5 追試験

病気、負傷、災害、事故その他やむを得ない理由により、受験できない者を対象として追試験を実施する。

(1) 対象となる入学検定

ア 出身学校長推薦入学検定

イ 一般入学検定

ウ 自己推薦入学検定

(2) 対象となる者

追試験の対象となる者についての詳細は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

(3) 追試験及び合格者の発表

ア 出身学校長推薦入学検定

(7) 追試験

a 日時

令和元年11月13日（水）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

農業科及び林業科：筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

短期農業経営者養成科：筆記試験（小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

令和元年11月20日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

イ 一般入学検定

(7) 追試験

a 日時

前期試験 令和元年12月19日（木）9時30分から16時まで

後期試験 令和2年2月21日（金）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

農業科及び林業科：筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

短期農業経営者養成科：筆記試験（小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

a 日時

前期試験 令和元年12月24日（火）10時

後期試験 令和2年2月28日（金）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

ウ 自己推薦入学検定

(7) 追試験

a 日時

令和元年11月13日（水）及び同月14日（木）（時間については、本試験実施後通知する。）

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

農業科及び林業科：体験実習等による適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

短期農業経営者養成科：体験実習等による適応性試験、筆記試験（小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

令和元年11月20日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(4) 留意事項

追試験の受験の手続その他追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

※島根県立農林大学校のホームページ https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/

6 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農林大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

7 入学願書等の請求

入学願書等の島根県立農林大学校所定の用紙は、島根県立農林大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形2号縦33.2センチメートル、横24.0センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手140円分を貼り付けたもの）を同封すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年 8 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（空中写真測量、写真地図作成）

2 作業期間

令和元年 8 月 15 日から同年 12 月 31 日まで

3 作業地域

松江市全域

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年 8 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域
安来市西赤江町字神塚576番1
面積 296.13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市荒島町2739番地27柳団地A-519
吉田 みゆき

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年 8 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
自動車税種別割に係る税務総合オンラインシステム改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年 7 月 16 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
島根県税務総合オンラインシステム共同企業体
代表者 富士通株式会社山陰支社 支社長 竹岡 ゆかり 島根県松江市学園南二丁目10番14号
構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号
構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号
- 5 随意契約に係る契約金額
47,171,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手段に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年 8 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県防災ヘリコプター（JA32AR）定時点検整備 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町 1 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年 6 月 19 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 毛利 充臣
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先 1 番地 1
- 5 随意契約に係る契約金額
45,835,185円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 1 号の規定による。